

はじめに

八幡湿原自然再生事業の評価について現時点でのとりまとめをおこなったので、ここに報告する。もとより自然再生が長い年月を要することは衆知のことであり、本報告も今後進行し続ける自然再生過程の一局面を評価したものに過ぎない。しかしながら、乾いた牧場を造成することを目的としていた現「霧が谷」自然再生事業地を、以前あったと思われるヌマガヤを優占種とする中間湿原やその他の湿原植生・生態系に再生するという、わが国で初めての試みでもある。すなわち、乾燥化を推進するためのコンクリートの排水路を除去し、導水路を網目状に配置し、すでに陸化した地区を湿原化することであった。

このような、生態学的難題を事業として行ったわけだから、途中での評価も大変重要であると考えられる。この中間評価に相当する評価を行うことで、これからの真の湿原再生に向かった知見が得られるからである。評価は、目次にあるように工法から、個別の生物相、植生、生態系など広範に行われた。残念なことは、霧が谷の工事前の生態系についてあまり多くの情報がないことである。植生調査については、信頼できる資料があるが、水文や生物相（特に動物相）についての情報が少ないため、自然再生工事によってどのようなものを失ったのか、また工事終了後に作りだされた水文環境や生物相が、以前とどれくらい異なるかは全く不明だからである。

以上、いくつかの評価の量的項目に影響する要因もあるが、現に再生された湿原生態系そのものを評価することは、八幡地区に残存する湿原生態系との比較で可能である。また、今までに全国で蓄積されてきた湿原生態系を構成する、あるいは利用する生物の科学的情報から、霧が谷湿原を評価することも可能である。個別の評価は、本書を読んでもらえれば理解できるようにしている。また、それぞれ個別の項目であっても関連した事項間では、その相互関係について示している。例えば、地下水位のレベルと代表的湿原植物種の挙動であるとか、山林と再生湿原間の水路とサンショウウオ類の動態といった事項である。

これらを、総合すると霧が谷湿原では、改修した主水路および新たに設置した導水路を中心に湿原植生が再生・拡大していることである。また、優勢な水棲動物の存在や新たな出現などが確認された。少なくともこの自然再生事業では部分的な成功が示された。さらに、将来を推察すると湿原に移行すると思われる個所も示すことができた。しかし、一方で、現時点では陸域植生のままで将来においても湿原への移行がないと思われる個所もあった。我々としては、それを地図化することができたことを歓迎している。すなわち、今後どこで、どのような整備をすればよいのかを把握できたからである。

最後に、本報告はこの事業に参加し、惜しみない努力によって作成された、野外での貴重な資料からできている。本調査に参加された全ての方々に深く感謝する。

平成 26 年 3 月 27 日

八幡湿原自然再生協議会・会長

広島大学大学院国際協力研究科・教授

中越 信和

1 (1) 自然再生のコンセプト

八幡湿原における自然再生は、自然再生推進法の趣旨である過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とするものである。さらに、湿原という特色のある貴重な自然資源の再生・保全について様々な主体が地域に根ざした活動を協働により積極的に展開することにより、私たち共通のものとしてかけがえのない財産の価値を高めるとともに、人々の交流や環境教育などそれによって生まれる地域への様々な波及効果も期待しながら、これを次世代に継承していくことを目的とするものである。

このような自然再生の目的をふまえ、八幡湿原自然再生のコンセプトを次のように設定した。

- ① 過去に失われた湿原を科学的な知見に基づき再生する。
- ② 湿原の再生は、その環境条件の整備を通じ自然の回復力で行う。
- ③ 地域で失われつつある湿原を積極的に取り戻す。
- ④ 現にある良好な自然は保全に努める。

1 (2) 八幡湿原自然再生事業の実施状況

○これまでの取組の経過の整理

【全体の取組】

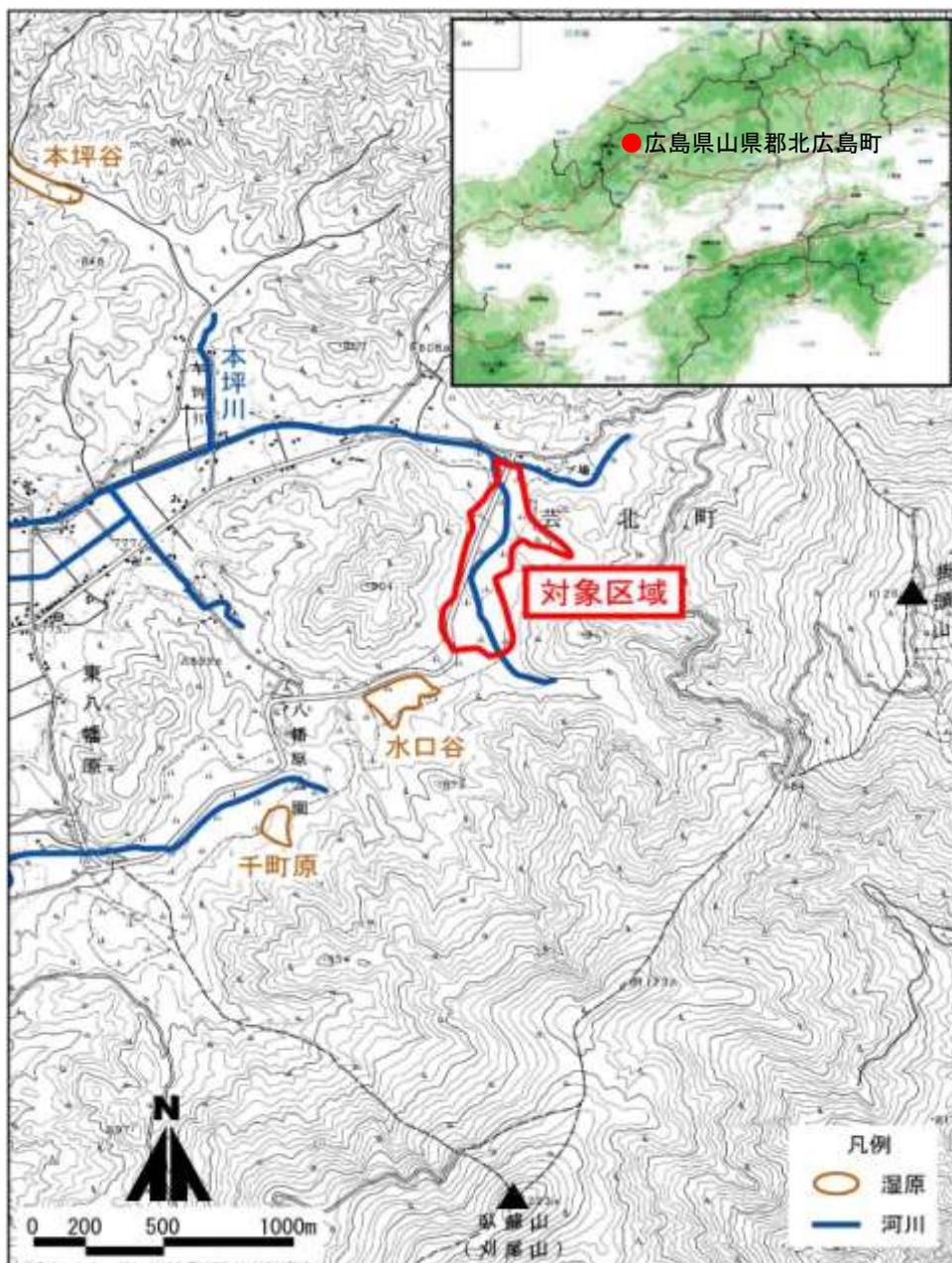
広島県では、「自然との共生の推進」への取組みの一環として、八幡湿原において自然再生事業を推進することとし、2003年(平成15年)7月に「臥竜山麓自然再生事業検討協議会」を設置して本湿原の自然再生に係る基礎調査を行うとともに、自然再生事業の方向性を検討し、推進計画の策定を行った。

また、2004年(平成16年)11月、地域住民やNPO等のより一層地域の多様な主体の参画を進め検討していくため、本検討協議会は自然再生推進法に基づく「八幡湿原自然再生協議会」へ移行し、湿原の再生を図り貴重な生態系を保全するとともに、環境学習の場を提供してきた。

(1) 事業場所

山県郡北広島町東八幡原の県有地

事業対象地位置図



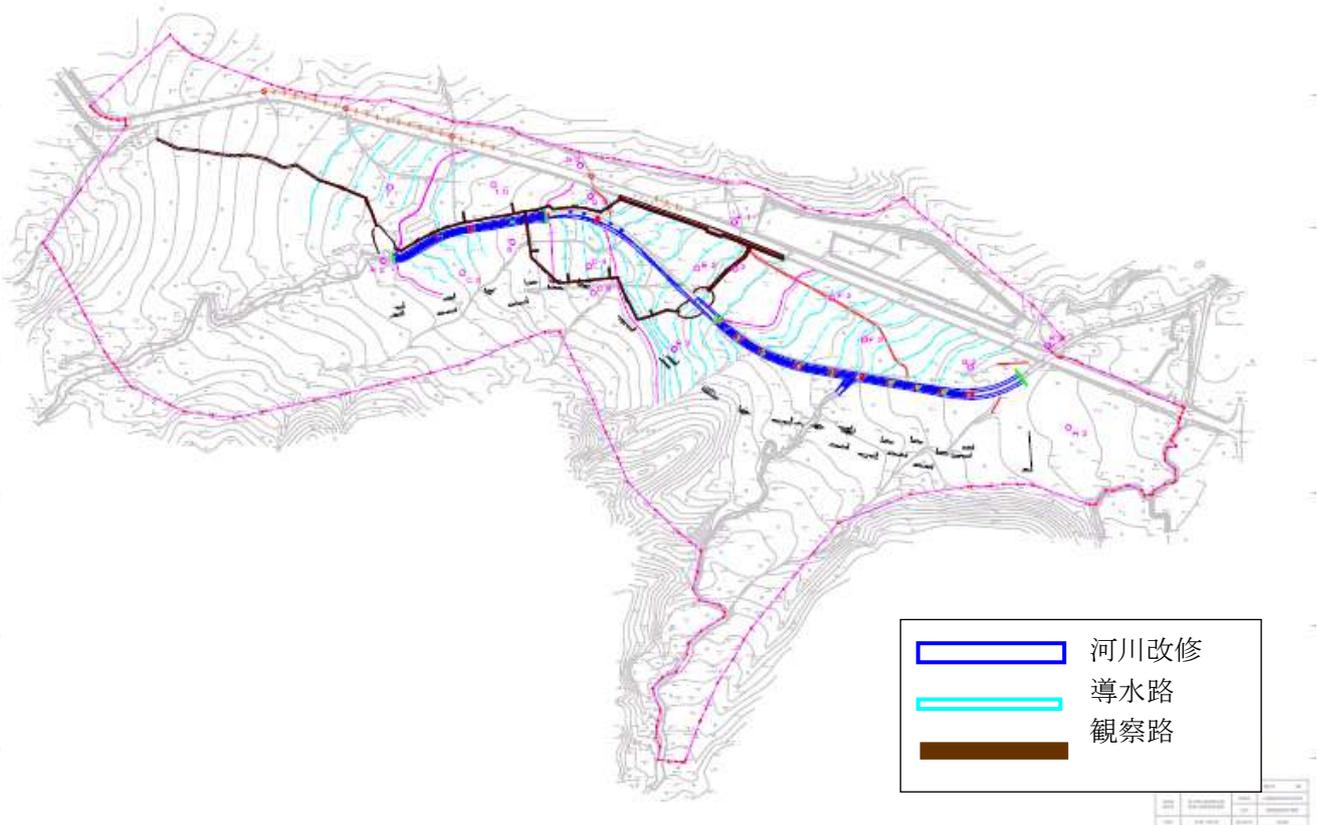
- (2) 事業区域面積 17.56 ha
 (3) 事業根拠法令 自然再生推進法（平成15年1月1日施行）

(4) 年度別実施項目及び事業費

区分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度以降
全体構想策定	○					
実施計画策定		○				
自然再生工事実施			○	○	○	
管理・モニタリング			○	○	○	○
環境学習			○	○	○	○
調査費（千円）	550	22,100				3,425
事業費（千円）			30,100	27,400	57,100	

(5) 事業の概要

計画事業費：平成19年度から21年度 114,600千円
 八幡湿原自然再生事業施設配置図



(6) その他

2010(H22).9.22には八幡湿原自然再生シンポジウムを開催した。
 2010(平成22)年度からニューズレターを年1回発行している。

【協議会関係】

広島県では、2003年(平成15年)7月に「臥竜山麓自然再生事業検討協議会」(委員長：中越信和広島大学教授、以下「前協議会」)を設置し、臥竜山麓の自然再生について検討を行ってきた。前協議会を自然再生基本方針に基づく協議会に移行させるため、2004年(平成16年)9月1日から9月30日まで県ホームページ等により協議会委員の公募を行い、応募があった個

人9名，団体・法人8名の計17名を公募委員として選定した。

前協議会の9名の委員にこの17名の公募委員を加え，「八幡湿原再生協議会設置要綱」(2004〔平成16年〕10月21日制定)に基づき「八幡湿原自然再生協議会」が設置され，2004(平成16年)11月7日に第1回協議会が開催された。第1回協議会においては，委員長に中越信和広島大学教授，副委員長に岡本進芸北町助役を選出した。

以後，公募による委員の新規募集や再任等による委員の改選を行い，現在に至っている。

2004年(平成16年)11月 八幡湿原自然再生協議会設置(八幡湿原自然再生協議会設置要綱制定)

2006年(平成18年)4月 公募，再任による委員改選

2008年(平成20年)4月 公募，再任による委員改選

2010年(平成22年)4月 公募・再任による委員改選

2013年(平成25年)4月 再任による委員改選

2014年(平成26年)2月 協議会の同意による委員の委嘱

協議会委員(32名) 会長：中越信和(広島大学) 副会長：近藤紘史(地元代表)

学識経験者：6名，地元代表：3名，公募：17名，行政機関等：6名(2014.3.31)

回数	開催日	協議内容
第1回	H16.11.7	協議会役員選出，調査書・今後のスケジュール検討等
第2回	H17.2.13	全体構想(案)，役割分担の検討等
第3回	H17.7.30	全体構想(案)及び再生方法検討等
第4回	H17.11.27	全体構想(案)及び実施計画案の検討
第5回	H18.3.4	全体構想の決定
第6回	H18.6.3	実施計画(案)の検討等
第7回	H18.9.9	実施計画(案)・ホームページ・工法の検討等
第8回	H18.10.9	実施計画の策定等
第9回	H19.3.4	詳細設計計画の検討，愛称の決定等
第10回	H19.6.2	年度別工程計画の検討等
第11回	H19.10.13	維持管理体制の検討等
第12回	H20.3.9	工事状況報告，平成20年度の協議会の体制について等
第13回	H20.6.7	協議会設置要綱の一部改正について
第14回	H20.9.27	自然再生工事に係る樹木の伐採について 自然再生協議会情報連絡会議(西日本)について
第15回	H20.11.8	自然再生工事，ホームページ，案内標識の設置，部会新設，本の出版，今後の維持管理体制について
第16回	H21.3.15	H21年度自然再生工事について，H22年度以降の維持管理及び利活用について
第17回	H21.6.13	H21年度自然再生工事について
第18回	H21.10.24	H21年度自然再生工事，H22年度以降の協議会運営体制とモニタリング等，ホームページについて
第19回	H22.2.20	協議会設置要綱の一部改正，新委員の承認，八幡湿原自然再生シンポジウム，H22年度以降の活動計画について
第20回	H23.2.19	H22年度の活動報告及びH23年度以降の活動について
第21回	H24.2.18	H23年度の活動報告及びH24年度以降の活動について
第22回	H25.3.16	H24年度の活動報告及び事業評価，生物多様性きたひろ戦略，H25年度以降の活動について
第23回	H26.2.11	事業評価，新委員の承認，全体構想の見直し方針等について